

政策決断・研究・政策科学

森 道 哉

- I. はじめに
- II. 『豚インフルエンザ事件と政策決断』について
- III. 政策決断における科学的な専門知識や知見の活用と留意点
- IV. 政策決定者の教材としての事例研究——政策決断に対する支援の方法論と留意点
- V. 政策決断・研究・政策科学
- VI. おわりに

I. はじめに

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震と津波の影響を受け、東京電力福島第一、第二原子力発電所で重大な事故が発生した。諸方面に与えている影響は測りしれないが、状況の把握は対策に向けての最優先事項の一つであろう。調査の形態や内容については様々な受け止め方があるものの、国内では、当事者の東京電力や原子力政策に関わる原子力安全委員会（内閣府）、原子力安全・保安院（経済産業省外局の資源エネルギー庁の特別の機関）、そして「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」（内閣官房。5月24日、閣議決定により設置された）などが、また国外でも、国際原子力機関（IAEA）や各国の政府機関などが、報告書の提出や議事録の公表を行いつつある。

国内での調査の仕方については、新たな動きも出てきた。東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案が、9月29-30日に両院の本会議で可決され（以下、原発事故調査委員会法という）、国会に第三者機関が設置されることになったのである。これについては、例えば、日本経済新聞社編集委員の坂本英二が、「重要な政策判断について、国会が一度も第三者機関で検証したことがないという事実にはまず驚かされる」ものの、「行政府から完全に独立した事故調査委は、『検証なき国家』の前例を変える可能性を秘めている」との期待を表明している¹⁾。端的に言えば、原発事故調査委員会法は、誰がどのように重要な政策決定の調査や政策提言などの広義の研究にかかわり、またどのようなタイミングでそれを実施し、公表するのかという大きな問いを、装いも新たに投げかけているのである。

本稿では、この問いの意味を解きほぐすために、政治学および行政学の観点から、二つの課題に取り組む。第1は、研究という行為およびその知見の諸アクターに対する影響力に着目できる政策決定過程の事例を考察することである。また第2は、1点目の作業を通じて、研究対象としての政策決定者と研究を実施する研究者の、双方における研究への構え方や関係性、特に権力関係についての含意を読みとることである。

もとより、本稿の議論の射程は実証的に把握されるものであって、端から研究対象とする事例、国・地域、そして政策決定者などを限定するものではなく、また、それぞれの研究を排他的に捉えようとするものでもない。先に挙げた大きな問いは一般的な形態であり、原発事故という事例においても考えることはできる。二つの課題と関連づければ、研究組織がいかなるメンバーで構成され、どのように事故の原因の究明を行い、どのような知的関心の下で再発防止の提言をしているのか、また、政策決定者が研究とどのようにかわり、成果をどう見ていくのかなどが分析されることになるだろう。ただ、研究対象が進行形の事例であればなおのこと、外部にあって各組織での議論の推移や時々の研究の全容を把握することは難しく、また、この種の研究は、その設置目的などとの関係によって、専門技術的な観点からの原因の探索や政策提言に多くのリソースが割かれる傾向があるようにも思える²⁾。そうだとすれば、その過程で自らの研究をより客観化して捉えるという視点は、どうしても抜け落ちやすくなるという構造を持つ。本稿では、上記のような研究の意義を認め、同様に個別具体的な論点にも言及するけれども、むしろ後景に退く研究のあり様自体に着目できる政策決定過程の事例を吟味することに焦点を絞ろうとしているのである。この点は重ねて強調しておきたい。

議論は、この課題に取り組むのに示唆的な、1970年代のアメリカ合衆国における執政レベルの政策決定過程の研究に即して進める。組上に載せるのは、R. E. ニュースタット・H. V. ファインバーグ（西村秀一訳・解説）『豚インフルエンザ事件と政策決断——1976年起きなかった大流行』時事通信出版局、2009（Richard E. Neustadt and Harvey V. Fineberg, *The Epidemic That Never Was: Policy-making and the Swine Flu Affair*, Random House Inc., 1983.）である（以下、本書という）。タイトルに含まれる Policy-making の訳語としては政策決定を当てるのが一般的であるが、本書の内容を汲んだ訳出に同意して本稿では主に政策決断という。

第1の課題には、基本的にII-IV節が対応する。II節では本書の構成と概要を確認し、III節では政策決断における科学的な専門知識や知見の影響力和政治の文脈について考える。そして、IV節では政策決断に資するための教材としての事例研究の作成上の留意点と、応用としての過去の事例や経験の踏まえ方および留意点について述べる。なお、著者は、ハーバード大学ケネディスクールの関係者で、前者は、H. S. トルーマン、J. F. ケネディ、L. B. ジョンソンの民主党三政権において大統領補佐官、大統領顧問などとして働いた経験を有し、かつ大統領の議員に対する説得力に関する研究で名を馳せた政治学者である。また後者は、前者の下で修士の学位（M.P.P.）も取得している医学者である。この事例研究は、その他複数の公共政策大学院の演習において用いられるなど一定の評価がある一方で³⁾、日本では方法論的な関心はもとより内容についてもほとんど触れられていないと思われるが、後述の経緯により、日本における政

策決断の研究や教育全般に大いに寄与するものとする。丁寧な邦訳の出版によって、読者層が広がりえていることも取り上げる理由である。

第2の課題には、V節で取り組む。IV節までの議論から読みとれる著者、とりわけニュースタットの政治学の研究スタイルが、政策科学の議論動向と親和的であることを手がかりにしながら、研究への政策決定者と研究者の構え方および両者の間にある権力関係を検討していく。最後にVI節では、本稿を整理し、本書から得られる含意を踏まえて冒頭の事例にも言及する。

II. 『豚インフルエンザ事件と政策決断』について

本節では、原発事故調査委員会法が投げかけた大きな問いおよび第1の課題を念頭に置きながら、本書の構成と概要を確認する⁴⁾。医学的な専門知識については、本書13章や訳者の解説を参照願いたい⁵⁾。

本書の執筆は、1977年2月から79年8月までカーター政権で保健教育福祉省（HEW）長官を務めたJ. A. カリファノ Jr. が、76年1月から77年3月にかけて主にG. R. フォード政権において対応が迫られていた豚インフルエンザワクチンの接種事業をめぐる事件の諸相を、医学上ではなく行政上の、わけても執政レベルの政策決断の観点から検証するために（18頁）、著者に対して個人的な報告書の作成を依頼したことに始まる（15頁）。カリファノが長官職に就いたタイミングは事件の最終局面にあたるわけだが、事業の中止という決定を発表した当事者でありながら、彼は事件およびそれを取り巻く状況の複雑さについて「あまりにも無知であり、知的なプロセスによって意思決定に至ろうとしているにもかかわらず、何を尋ねるべきかわからなかった」（31頁。傍点は邦訳者、原書の表記はイタリック）のだという。

こうした自省に基づき、後にカリファノは、同様の立場に立たされた政策決定者がこの経験を役立てられるようにとの思いを込めて（40頁）、この報告書（「オリジナル・レポート [本書第1部]」、78年3月）の公表を支持し、また、著者は81年3月までの事件の推移と教訓を導出する第2部を追加して本書を出版したのである（i頁）。第1部は、250頁（原書で140頁）程度の通時的な記述（1-11章）および検討（12-13章）と、80頁（同60頁）程度の登場人物の紹介、政府機関の解説、行政上の重要参考文書などの補遺で構成されている。補遺の厚みには、後述するような、著者が企図する「教材」の提供という関心が色濃く表れている。

事件の発端は、インフルエンザが流行していた76年1月、ニュージャージー州の軍事基地で新兵1名が亡くなり、その検体から豚インフルエンザが検出されたことである（1章）。このウイルスに対する情報が十分でないなか、過去の経験に照らして流行勃発（アウトブレイク）の可能性が懸念され始め、HEWの下部組織の疾病対策センター（CDC）などの連邦政府諸機関を中心に対策が練られていく（2-3章）。そして、そこでは、医学的な専門知識において非対称性のある人間関係や予算的制約の存在といった状況を背景に政策案が絞られ、2月にはフォードに届けられる。共和党における大統領予備選挙が焦眉の問題であった彼が側近にも対策を指示しているなかで、CDCのトップからは「四つの選択肢」が用意される。しかし、それは実質的に

事業の開始を迫る「突きつけられた銃」としての意見書であった。そして、フォードなりに事件に関連する分野の複数の専門家の事業への賛意を確認した後、3月下旬には大規模なワクチン接種政策を実施する旨の大統領声明を公表したのである（4章）。

しかし、その意思決定は「科学的なもの」というよりは「政治的なもの」であり（95頁）、批判を招いてしまった。インフルエンザは季節性の病気であるために早急な対応が求められたが、事業に関わる立法やその実施に関係する連邦議会、各州政府、メディア、ワクチン会社、損害保険会社などへの説得や協力の取り付けに手間取ったのである。さらに、事業開始後には、ワクチンによる副反応に関する騒動も発生し、政権の対応は諸アクターを混乱させ続けることとなった（5-9章）。そして77年3月には、HEW長官就任と同時に上記のように苦悶していたカリファノにより、その事業を推奨しないことが発表されたのである（10章）。ただし、忙しなく対策が進められた結果、国家ワクチン委員会での審議、事業者の免責に関する法令制定、そして新たなワクチン接種事業の構想は、今後の課題として残されてしまった（11章）。

著者は、「序文」の冒頭において、この事件の顛末と学ぶべき事柄としての研究の役割について、次のように述べている。

公式名称「国家インフルエンザワクチン接種事業」というこの取り組みは、それが意図したタイミング、そして接種対象の範囲という点で、アメリカの予防接種史上、前代未聞の事業であった。史上最悪であった1918年のインフルエンザとひよっとすると同等の致死性を持つ可能性が考えられた新たなインフルエンザウイルスに対抗するワクチンを、すべての国民に対して1976年の12月までに摂取することを目的に立ち上げられた事業である。この事業は、下院議会による1億3500万ドルの予算割り当て措置によって資金的に裏付けられ、その後、法的責任の面での特別立法によって強化され、同省の保健関係諸機関による専門的な支援の下、各州の保健関係部局を通して実施されている。実際には接種開始は遅れ、1976年10月1日に始まっている。小児への摂取量の決定が難航したことによってさらに幾分遅れ、その後、接種の法的責任問題でひどく立ち往生した。そして、重大な副反応との関係についての統計的評価のために12月16日中断され、その後この大規模ワクチン接種事業は、二度と立ち上がることはなかった。このようにフルスケールでの事業という意味では、その命は12か月ではなくたったの2ヵ月半であった。

そして殺人者は、まったくやって来なかった。専門家といわれる人々がいかにインフルエンザのことを理解していなかったか、そして殺人インフルエンザの名目のもとに提起された本保健事業を推進するように強く求めた声がいかに当てにならないものだったか、それらを示す事例は実に数多い。殺人インフルエンザの出現が恐れられた事実はその最たるものである。結局、インフルエンザで必要とされているのは研究なのである（37-38頁）。

ワクチン接種事業をめぐる迷走ぶりが、伝わってくるであろう。カリファノは「完璧な失敗（fiasco）」（16頁。p.xx.）と述べるに至り、また関係アクターからも概ね同様の評価が与えられてしまった（39-40頁）。結果として、広く公衆衛生行政への信頼をも揺るがせたのである。もっ

とも、事後的に与えられる様々な評価は重要であるにしても、渦中にあったカリファノ自身が著者に依頼した時点で「望んだものは教訓であり、歴史ではなかった」（40頁）のであり、筆はこの事件の研究へと進められている（12-13章）。

政策決断に関する同時代的な情報へのアクセスが非常に限られるなかで、カリファノの機転と著者の協力によって、本書という質の高い事例研究が世に出ていることの意義は大きく、諸方面から高く評価されている⁶⁾。そのことは、複数の書評や書評論文が裏書きしている⁷⁾。筆者の見るところ、評者たちが着目しているポイントは二つに分けられる。第1は、限定合理性の下で政策決断に追い立てられる政策決定者と、研究者を含む補助者から提供される科学的な専門知識や知見の政策決断への活用の可能性および、それらの人間関係への影響を論じていることである。第2は、事例研究の作成過程における資料の扱い方や記述の仕方と、政策決断の前段階で過去の事例や経験を体系的に活用する方法論について論じていることである。

以下では、第1のポイントをⅢ節で、また第2のそれをⅣ節で議論し、両節に通底する著者の政策決断の研究における知的関心をも明らかにしていきたい。

Ⅲ. 政策決断における科学的な専門知識や知見の活用と留意点

本節では、豚インフルエンザ事件における政策決断全般に対する著者の評価を確認した後、政策決断における科学的な専門知識や知見の活用の可能性について考えていく。

豚インフルエンザ事件の顛末に対するアクターそれぞれの評価は、一義的にはフォード政権による政策決断の積み重ねに付随するものである。著者の評価は、「やはり今日のような芳しくない（dubious）評価がふさわしいもの」（24頁。p. xxv.）というものである。そのように捉える背景や理由については、「オリジナル・レポート」公表後の79年2月に、連邦議会上院の保健・科学研究に関する小委員会で行っている発言を参照しながら確認しておこう。

私たちがこのような評価をするしかなかった原因は、この豚インフルエンザ事業の持つさまざまな行政上の側面——その実行の調整の仕組み、そしてそこで実際に働いているさまざまな人々のスキル——が、この病気の持つ、「つかみどころのない（Slippery, p. xxvi.）」性格と互いに影響し合ってひどい具合になっていった、ということにあります。私たちは、こうした相互作用が九分通りメディアのネガティブな反応、医学界の懐疑的態度、政府内部の蔭口、議会の懸念、一般大衆の当惑といったものをはぐくむことになり、その結果、連邦当局とそれらに仕えようとしていた人々との信頼関係に危機的なまでに重大な齟齬を生じさせてしまったと信じています。情報仲介者としてのニュース自体も難しい問題の一つでした。この問題は関係当局が決して解決できそうにもない問題であり、その意味で、彼らを襲った数々のトラブルが流行期間を通して彼らにつきまとい、例の「齟齬」をさらに拡大させていったことも理解できます。

私たちは、時の連邦政府当局者やアドバイザーたちの誰それが悪かったなど、指摘できるわけがないと思っていますし、さらに言えば、（私たち自身を含め）どんな人であれ、あのとときの彼らの立場に置

かれていたら同じことをしたかもしれないと考えています。願わくば、もう二度と起きてほしくはないですが (24-25 頁)。

著者が「芳しくない評価がふさわしい」としている点は、Ⅱ節で述べたような関係者による評価と変わらないようにも見えるだろう。しかしながら、単なる批評にとどまっていない点が重要である。以上の発言には、実は、著者がいう政策決定者が政策決断において目配せをするべき、「非常に重要な事柄」としての5点(12章)も集約的に表現されている。すなわち、①事業の評価のための方法論の基盤構築の必要性、②政策過程における組織の思考の偏向に対する注目の必要性、③メディアの情報の精査の必要性、④関係アクターとの信頼関係の維持の必要性、そして⑤医学的知識の再考の必要性である。著者は、後述のように、政策決断の置かれる時々の状況や文脈を重視しているからこそ、事実関係を確定できる部分とそうではない部分とを明らかにしながら、自らの評価に至った過程や背景をいくつかに分けて示すことに専念し、また控え目な表現をしていると考えるのが妥当だろう。この発言には、事実関係としての事件の顛末を記した先の引用との関係において、著者の研究の成果が表されているともいえるのである。

さらに以下では、「芳しくない評価」に至る決定的局面としてのフォードの政策決断までの描き方、すなわち、本書2-4章を検討することで、著者の研究に対する知的関心にも接近していきたい。著者は、豚インフルエンザ事件における意思決定過程の大きな特徴を、「いく分単純化してみせる」としながら次のようにまとめている⁸⁾。

- ・貧弱な証拠から組み立てられた理論に対し、専門家らの過信があったこと。
- ・いくつかの既存の個人的主張が合わさったことによって、思いこみの度合いがますます強くなったこと。
- ・保健分野のプロフェッショナルが、その分野で素人である自分たちの上司に対し、望ましいと思う決断を熱烈に求めていたこと。
- ・決定を強いられる状況に至っていないにもかかわらず、決定を早まったこと。
- ・不確実さについて再考を促すに至るような形での指摘が欠如していたこと。
- ・科学的論理と計画見通しについての質疑が不十分であったこと。
- ・報道機関との関係に対するセンスの欠如ならびに諸関係機関に対する長い目で見た信頼の欠如 (38 頁)。

「決定的局面」をこの7点に引き付けながら敷衍していこう。この事業はフォードが賭けと呼んだほどに追い込まれた苦しいものであり、実施・未実施にかかわらず批判を免れない状況にあった。著者に従えば、「芳しくない評価」は不可避であったと解せるわけだが、政策決断の過程で注目すべきは、CDCにおける専門家会議での少数派の「問題点」の指摘が、CDCのトップおよびHEWの関連部局などにおける政治的駆け引きや、側近たちの認識および助言の不足の結果として、放置されてしまったことであろう。他方で、この事業の進め方を評する部局や人物は

存在したし、メディアはこの事業の不当さに関する情報を掴んでもいたのである。にもかかわらず、フォード自身は、CDCから受けた報告について「そこには全く政治は入りこんでいないものと捉え、また先述のように、科学的な見解を科学者の代表者たちに求めたものの反応が薄いなかで、事業の実施を表明することになった（83-84頁）。

この過程で大きな影響を与えていたのは、要するに、執政レベルにおける「科学的価値」と「政治的価値」の関係性であり（216頁）、この事業の帰結の相当の部分は、医学の専門知識を持つCDCのトップが、その意味でほとんど素人である上司達に対して、ホワイトハウスに組織の利益と自らを売り込むための説得に成功したことで説明されるのである。しかし、著者が指摘するように、医学の専門家間の価値体系（value system）のなかに、「最高司令官」となるような絶対的な階級原理（“commander-in-chief”）が存在しないとすれば（216頁，p.132.）、また、W. P. ブランドンが指摘するように⁹⁾、医学分野の管理の伝統が蓋然論的な意思決定論に同調しないのだとすれば、政策決定者は補助者からの科学的な意見具申とどのような関係を取り結ぶというのだろうか。この疑問に関して著者は、まずは補助者としての科学者が「専門家としての役割に徹するための必要条件は、政治家たちはバカかもしれないが彼らを選んだのは自分たちなのだというごく当たり前の考え方を受け入れること」（217頁）という、内面的な教訓として受け止めると同時に、政策決定者は科学者自身の思い込みをチェックするための専門家を別途確保しておくことを提案している¹⁰⁾。ただし、例えば、HEW内にあつてCDCの上位部局としての公衆衛生局（PHS）がその危険性を見破れず、また、連邦政府で非政治的でありかつ科学的知識を行使する数少ない組織と認識されていたこととのギャップにおいて評判を落としてしまった点を考えれば¹¹⁾、科学者の行政組織における位置づけ方もあわせて考える必要があるだろう。

いずれにせよ、ブランドンが観察したように¹²⁾、著者の研究の基本的なスタンスは、政策決定者に対して科学的な専門知識や知見およびその用い方についての情報を提供することにある。そこには、政策分析によって唱道される体系的な意思決定の方法が、アメリカ合衆国により良い政策の採用をもたらすというある種の進歩主義的な思考が見受けられる。しかし、ここで思い出されるのは、ジョンソン政権時代におけるPPBS（Planning-Programming-Budgeting System）のような意思決定支援の分析的なアプローチが、政治の影響を受けて、70年代中葉にあつてもアカデミックかつ実践的な公共管理として統合されなかったことであろう。にもかかわらず、80年代、そしてその後においてもなお、著者の知的関心および研究スタイルは、50-60年代にランド研究所や様々なシンクタンク、そして大学の研究センターなどにおいて発展させられていた体系的な意思決定の方法や政策提言などの研究と軌を一にしていたように見えるのである。このことの意味は、IV節での考察も踏まえてV節で検討したい。

IV. 政策決定者の教材としての事例研究——政策決断に対する支援の方法論と留意点

II節で確認したように、カリファノの意向と著者の研究についての志向は、執政レベルにおける政策決断に寄与する教訓の導出という点で合致していた。そこには、豚インフルエンザ事

件の検討にとどまらず、政策決定者の意思決定の支援のあり方を考察するという意思が強く表れている。そこで本節の前半では、政策決定者の教材としての事例研究である「オリジナル・レポート」の作成過程で著者が注意していた点を確認する。また後半では、著者の別書における論理も参照しながら、過去の経験や事例を活用するという考え方の背後にある知的関心についても言及していく。

教材としての事例研究の作成は、著者の所属大学内での公表に関する調整や、調査に際しての情報提供者および情報の保護をどのようにするかといった課題があったものの（20頁）、「私たちが最初にカリファノ氏の誘いを引き受けたとき、私たち自身が心から望んだもの」（19頁）だったという。もとより、政策決定者は同時並行的に喫緊の問題群に対応しており、多忙である。そうした条件の下で、どのようにして彼・彼女らに事例研究を読み切ってもらうかは、書き手にとって問題となる。著者が採った方法は、幅広く政治的な動向に目を向けながら「医学上ではなく行政上の」教訓を導出するという条件を満たし、「生き生きと語りかけることであり、ある種ほとんど『身代わり経験』に近い経験ができるまでに、彼の関心を捉えて放さないようにすること」であった。そして、収集した情報の扱い方については、批判を可能な限り担保するべく、次のように述べる。

あちこちに散見される、役に立つようにと私たちが変えたいいくつかの言葉あるいは言いまわしのある箇所をあらためて目にするにつけ、私たちは、私たちの（オリジナル・：引用者注）レポートは当時のままに残しておくべきだと考えるようになりました。ところどころにある不適当な表現と、すべての作成日付き行政書類あるいは作成日がある時期に特定される行政書類なども、批判に対してオープンな形で『ありのままに』です。そうでなければ、この本は単なる政治宣伝的・事実歪曲の書ようになってしまいかねないからです（18-19頁）。

行政上の重要参考資料を含み、かつ解釈の余地がある資料の用い方としては、妥当なスタンスだと考えられる。また、読みやすさを追求しながらもこのような態度で執筆に臨んだことは、結果として、この事件を「完璧な失敗」という評価を持つに至っているカリファノに対する「教育」においては重要であった。著者にとっては、「彼が個人や党派の問題を超えて豚インフルエンザ事件の持つ複雑さと不確かさに目を向けさせることが、私たちの最初の仕事」であり、事実の積み重ねとの対話を実感してもらうことが、「本書で伝えるべき、たぶん最も重要な教訓」（16頁）であったとされるのである。

続けて、本書の執筆後、以上のような著者の研究がどのように展開されていったのかを追跡するなかで、本書の位置づけ方も考えておきたい。著者の一人であるニュースタッツとアメリカ外交史を研究する E. R. メイによる 1986 年出版の共著『歴史のなかで考える——政策決定者のための歴史の利用』¹³⁾は、30 余りの事例群から政策決断に関する教訓を引き出す試みであり、そこでは政策決定者が意思決定に至るまでに行う作業としての「ミニ・メソッド」というより体系的な歴史の用い方という観点を押し出している。豚インフルエンザ事件はその第 4 章を構

成するとともに、そのメソッドの影響を受けて再解釈されているのである。進藤榮一は、ニュースタットと同様の興味を持つメイの『歴史の教訓——アメリカ外交はどう作られたか』を解説した折に、このメソッドに関する五つの公準を的確に整理している¹⁴⁾。

（一）現に直面する危機に類似した“歴史の先例”を分析し、危機の諸事実に関して“既知のこと”と“未知のこと”（および“推定された事柄”：引用者注）とを腑分けして当該争点の位置を明らかにする“争点史の検証”を進めること。（二）依拠しようとする先例を取り巻く“歴史的諸前提”——国際関係であれ国内諸条件であれ——の違いを明確にする“諸前提の比較”を進めること。（三）依拠している“歴史の類推”例と“現に直面する危機”との間の相似性と異質性を闡明にする“類推例の解析”を進めること。（四）分析対象である組織——旧ソ連や北朝鮮のような国家であれ、クレムリンや社会保障庁のような官僚機構であれ——の仕組みと政策形成メカニズムを明らかにする“組織の読み解き”を進めること。（五）同時に、分析対象となっている人間——政策形成者たちの来歴や性格や世界像——を明らかにする“他者の読み解き”を進めること。

こうした公準の扱いについては、政治学者や歴史学者から複数のコメントが寄せられている。議論の状況を参照しながら、著者の知的関心を明確にしていこう。第1の指摘は、ミニ・メソッドは、公準を提起したとはいえ、M. J. ウィンズミルスキーも強調するように、厳密な方法論とは言えないかもしれないというものである。例えば、A. ジョージのような体系的な事例の比較が追求されているわけではないし¹⁵⁾、G. T. アリソンのように同一の事例を異なる三つの理論モデルを対照するなかで語るといった分析上の試みがあるわけでもない¹⁶⁾。また第2の指摘は、事例選択の基準について疑義があるというものである。本書のような国内政策の事例に目配せをしているとはいえ、外交政策に関する事例が多数を占めているし、例えば、R. W. レオポルドは、研究対象としての政権の取り上げ方が限定的であること、また扱っている事例や時のR. W. レーガン政権における政策についてもミスリーディングがあることを批判する¹⁷⁾。

確かに、このような問題点はありうるのだろう。しかしながら、喫緊かつ専門技術的な問題に追い立てられる政策決定者たちの思考の支援を目的としていること、すなわち、歴史の活用というだけでなく、むしろその誤用を防ぐ点にあったことを考えれば、そのモチーフや公準化されたものを安易に批判すべきではないという見解¹⁸⁾にも一理あると考えられる。ニュースタットとメイは、ミニ・メソッドの意義を強調して、問題によっては素人同然であろう政策決定者が、経験や歴史に対して一定の注意を振り向けることで問題への対処の可能性を高める簡易な方法を示そうとしている。現場において、公準に照らして関係者が具体的な問いを発していくことが強調されているのである。こうした行為について、W. A. アセンバウムは、著者は啓発的な問いそのものを政策決定者に提供したいというよりは、ほとんどの人が持っている歴史的な知識を重んじながら、そのような知識がより良い選択のために提供される可能性を増そうとしているのだと評している¹⁹⁾。このような反応を撰取しつつ、発展させられていった政策決定者に対する教材としての事例研究というアイデアは、「オリジナル・レポート」の執筆時点でも十

分に意識されていたということなのであろう。

こうして見ると、政策決定者の教材としての事例研究の蓄積とそれに含まれる教訓の活用による政策決断の質の向上という進歩主義的な部分については、Ⅲ節末尾で指摘した著者の研究に対する考え方と重なってくる²⁰⁾。ここに至って問われるべきは、研究対象としての政策決定者と観察者として研究者の双方における研究に対する構えや人的関係性のあり様である。Ⅴ節では具体的に、資料となる情報へのアクセスについての制約や、情報を引き出す立場という意味において政策決定者と非対称あるいは劣位な状態に置かれる研究者が、政策決断に関してどのような権力関係を取り結ぶのかという問題を中心に考察を進めていこう。この関心は、本稿の第2の課題に対応しており、著者の研究スタイルと政策科学との関係を考えることになるわけである。

V. 政策決断・研究・政策科学

Ⅲ-Ⅳ節の検討から見えてくる本書、ことに著者の一人ニュースタッツとメイにおける研究と政策決定者へのスタンスは、政策過程に投入されるツールに関する in の知識 (knowledge in policy process) と政策過程自体の理解に関する of の知識 (knowledge of policy process) からなる、H. D. ラスウェルのいう民主主義の政策科学 (policy sciences of democracy) の観点と親和的である²¹⁾。著者は必ずしも明示的ではないが、政策科学における、意思決定の際の社会過程の脈絡に関するコンテクスト志向性 (contextuality)、問題に取り組む際の知的作業に関する問題志向性 (problem orientation)、そして、問題解決のための手法の広範な採用に関する方法多様性 (method diversity) という三つの特性が含まれているようにも見えるのである²²⁾。

この本稿の見方を傍証する議論として、政治学者の C. O. ジョーンズによる、ニュースタッツにおける研究と経歴の連関という視点からの整理を参照する²³⁾。ニュースタッツは紆余曲折を経てホワイトハウスなどで働くなかで、執政レベルにおける政治がどのように機能しているのか、あるいは機能していないのかに関する考え方を身につけ、その後、大学教員になった。その経緯が強く反映された彼にとっては、社会科学の作法を前提に置きつつも、自身の著作や講義の内容は、「正しく、現実的で、同時代的」であるべきだという規範性を帯びることになる。そして、その志は、研究面では、彼の勤務経験で得た感覚と先行研究における議論の展開との間の違和感を埋めるための、参与観察者ならではの長期的な研究『大統領の権力——リーダーシップの政治学』(1960年。68、80、90年に2-4版を刊行)として結実していく。また教育面では、ケネディスクールにおける中堅の公務員への経験や知見の提供として追求されたのだった。

このように自らの経験に基づいて幅広い読者に語りかけることを企図するニュースタッツの研究は、それはそれでもっともなことであるけれども、分析枠組みの精緻化を進め、それをデータによって支えることを重視する現代の実証的な社会科学とは非常に対照的なものに見える。では、なぜ彼の研究が参照され続けるのかとジョーンズは問うが、まずは、ニュースタッツが、実際に大統領たちが腑に落ちるものをもたらしているからだと指摘する。また、上のような意

味での、いわば狭義の社会学者には正確には理解できないだろうけれども、説得的であるというまさにその事実が評価されているのだともいう。ニュースタットの実績は、かえって研究対象の観察に際しての細心の注意を研究者に促しているわけだが、一方で彼は社会科学の作法を理解しているだけに、理論的な分析枠組みに基づく批判的な研究は奨励していたと説明される。こうした点に、ニュースタットの研究者としての、なかならず政治学者としての貢献と学界に占める特殊な位置が与えられているのである。ここには、公務に実務的に携わることと研究することとの相克と、ニュースタット流の折り合いのつけ方が表れていると言えよう。

先に触れたラスウェルによる政策科学の唱導においても、研究と実践との関係性については、ニュースタットの研究を取り巻いていたのと同様の問題や指摘がつきまとってきた。ニュースタットと同僚のアリソンに言わせれば、政策科学の概念は野心的ではあるものの、その内実については後の研究者からの理解が得られない傾向があったし²⁴⁾、ことに実証的な研究に耐える分析枠組みの展開は遅々としていたのだった。しかし、そうであるがゆえにかえって、ニュースタット流の実践的かつ説得的な政治学の研究スタイルは、科学的知見の蓄積が不十分かつ不確実性が高い社会状況などにも対応できる処方箋として言及されてきたように思える。同時代において、A. キアとP. ドレオンがニュースタットの政治学の研究スタイルを政策科学との繋がりにおいて読み込んでいるように、それらはあながち無関係とも言えないのである²⁵⁾。

さらに、政治学の観点から政策科学に言及している最近の議論動向を念頭に置きながら、両者の関係を敷衍していきたい。J. ファー・J. S. ハッカー・N. カズイーは、ラスウェルが社会科学のなかでも政治学はとりわけ政策科学であるのだと語っていたことなどを考慮して、政策科学に対して批判的であろうとなかろうと、政治学のディシプリンの発展を考える上では次のような点を問うことが重要だとしている²⁶⁾。すなわち、政治学者の民主主義的な社会における役割とは何か、政治学者は政策についての内容の究明のほかにその形成についての義務も負うのか、また、そもそも政治学が提供すべき民主的な諸価値はあるのか、あるのならそれは何かといった点である。彼らは、ラスウェルの著作に即して議論を行うべきだという、いわば保守的な態度のR. D. ブルンナーとの議論を通じて²⁷⁾、政策科学の現代版への衣替えに資する政治学者の役割というものを、より積極的に打ち出そうとしている²⁸⁾。これは、先にジョーンズによって整理された意味での政治学が、意図的に遠ざけた政治とのかかわりと呼びおこそうとする試みということが出来る。

しかし、この試みは、政治学者に研究対象に対する自らのスタンスの表明をより強く求める。これに関しては、村松岐夫が「政治学における有用性」を小エッセイにおいて語ったとき、その要点の一つとして「知識生産と社会との関係には一定の距離が必要である」と述べていたことが参考になる²⁹⁾。その真意は、社会科学のなかでも政治学は権力を研究対象として扱うだけに、努めてそれに自覚的であることが求められる学問だということにあるのだろう。また、大嶽秀夫は欧米の先行研究を整理した大学院生向けのテキストにおいて、政策過程の分析の意義とその制約について次のように述べている。「政治学が現実政治に関する批判の学であろうとするならば、それは、必然的に、政策内容の評価を回避するこの限界を超えなければならない。」し

かしながら、「このことは同時に、政策過程研究が、対象を限定することによって自律したことを、自己否定することにもつながる。距離を取った観察者として獲得された政治学の客観性を放棄することを意味するからである。しかし、このことは逆に、アジェンダ・セッティングとインプリメンテーションを分析の中に取り込むことによって、政策過程研究が行動論的な意味でのディスクリプティブな研究の限界を越え、応用的、処方的（prescriptive）な学問へと飛躍することを意味する。政策科学が、政策決定分析の業績を一つの基礎にしていることは、それを裏書していると言えよう」、としている³⁰⁾。村松や大嶽の説明は、Ⅲ-Ⅳ節で検討したような、政策決断の支援としての教訓の引き出し方やその活用における研究者の役割と限定性、研究に対する政策決定者と研究者の構え方、そして両者における権力関係を語っていることにほかならないのである。

こうした権力関係の存在を勘案してなお、現代の政治学者が政治に関与することを説くのは、ハッカーである。彼のコメントは、ラスウェルやラスウェルの師のC. E. メリアムといった、ディシプリンの構築に携わりつつ政策決断にも関与した政治学者の志や情熱に対する懐古的なものを含んでいるが、煎じ詰めれば、民主主義の政策科学者、あるいは政治学者の公的知識人（Public Intellectual）化の標榜につながっている³¹⁾。

具体的にハッカー自身関わっているのは、次のような場面である。アメリカ合衆国においては過去30年間、特に昨今では、サブプライム住宅ローンの焦げつきに端を発する金融危機とその後の景気低迷などの影響によって貧富の格差が拡大してきているが、これについて彼は、富裕層およびそれを保護する政策に対して批判的な論陣を張っている。同じく有力な政治学者としてのP. ピアソンとの共著『勝者総取り政治——ワシントンはどのように富裕層を超富裕層にし、中間層を見捨てたのか』は、例えば、従来から政策分析や政策提言に積極的にかかわっている経済学者ではなく、政治学者による政策決断へのかかわりということも手伝って反響を呼んでいる³²⁾。また例えば、その実践版としての性格を有する共著論文「勝者総取り政治——アメリカ合衆国における公共政策、政治組織、そして所得上位層の急騰」については、『政治と社会』誌の特集において両者と論客との間で意見交換が行われている³³⁾。いずれにせよ、民主主義の政策科学者あるいは公的知識人としての振る舞いが、根拠薄弱な政策などの提言者からではなく、すでに数多くの理論的かつ実証的な研究業績を残している彼らから出てきているからこそ³⁴⁾、依然として方法論的な問題などは残されているにしても、相当程度の重みを持って受け止められているのである³⁵⁾。

以上、本節では、Ⅲ-Ⅳ節での検討から引き出された本書の知的関心の傾向を、政治学および行政学による政策決断の研究と政策科学の関係という観点から、より一般的な議論に置き換えて論じてきた。幾重にも述べているように、政策決断の場面において、政策決定者と研究者、本節の例示としての政治学者には、研究に対する構え方という一線を挟んで緊張関係がある。その関係を一定の距離に保って実証的な研究を進めることが研究者の本分であるということは、ハッカーやピアソン、そして本書の著者なども強く同意し、注意深く論じている。学問的かつ経験的に裏打ちできる範囲において、民主主義の政策科学者あるいは公的知識人を標榜してい

ることは強調してもし過ぎることはない。少なくともこうしたことに無自覚な研究から政策提言が前面に出ることには、彼らも批判的である³⁶⁾。いかなる研究をするにしても、まずは、自らのスタンスに自覚的であることが重要ということになるだろう³⁷⁾。

VI. おわりに

本稿では、日本における昨今の政策決断の研究をめぐる新たな政治の動向などを瞥見した後、研究のあり様自体が問われているという状況認識を導入とし、その意味を解きほぐすために、政治学および行政学の観点から、関連する二つの課題を考察した。第1の課題は、「研究という行為およびその知見の諸アクターに対する影響力に着目できる政策決定過程の事例を考察すること」であった。Ⅱ節では、近年邦訳が公刊された『豚インフルエンザ事件と政策決断』というアメリカ合衆国における良質な事例研究の流布も本稿の課題の一部として検討を加え、Ⅲ節では、政策決断における科学的な専門知識や知見の影響力と政治の文脈について検討した。また、Ⅳ節では、著者が、専門知識や科学的な知見に素人として対峙することもある政策決定者の意思決定支援における問いの発し方、すなわちミニ・メソッドを重視していることを確認した。そして、その支援を体系的に行うための教材としての事例研究を作成する際の課題については、著者の関連文献やそれらへの批判なども参照しながら分析したのである。

この作業を受けて、第2の課題としての「研究対象としての執政レベルの政策決定者と研究を実施する研究者の、双方における研究への構え方についての含意を読みとること」も試みた。Ⅴ節では、以上の行論において本稿が析出した著者の政治学の研究スタイルの進歩主義的な部分が、民主主義的政策科学の考え方と親和性が高いことを論じ、また、政策決断に対する政治学者による研究のあり方についてのハッカーなどの議論の過程を追いながら、研究のあり様がまさに双方の態度に依存しているという、ある意味では当然のことを確認したのである。

研究は、政治的なものではなく、あくまでも科学的なものとして尊重され、主張されなければその意義は減じられるだろう。ニュースタットとファインバーグは次のような心持ちで「オリジナル・レポート」の依頼を引き受け、執筆に臨んだという。

私たちは、徹頭徹尾、事情に通じた人たちの見解のみを求めてきた。

しかし、そうであっても「再構成」であることには違いない。それは、実際に経験したものとしての「真実」ではありえない。なぜなら、そのような場合には多くの真実が存在するからであり、思い出すにしてもそれはすべて不完全だからである。そして今や私たちは、後知恵の恩恵の下に、それらの中から「選択」しているにすぎないのである。確かに私たちは絶対に誤らないわけではない。それでも私たちは、責任ある立場をとろうとしている。最後は私たち自身の決断を書かせてもらおうしかないのである（41頁）。

対するカリファノは、彼らに依頼したとき、次のような心構えであったという。

私は彼らに対して、可能な限り客観的で冷静なレポートを書くよう求めました。そしてそのレポートが本書なのです。私がここで強調すべきことは、彼らがこのレポートに示した見解や観察所見は彼ら独自のものだということです。私はこのレポートをあれこれ指図することも、それに影響を与えることも一切しませんでした。私はこのレポートからただ学ぶだけです (32-33 頁)。

すぐれて現代的で差し迫った課題への対応が求められているなかにあって、なおかつこのように双方が研究を尊重することについて同様の理解を示していたことが、決定的に本書の意義を高めていると筆者は考える。

以上のことを踏まえつつ、今一度、冒頭の例示に戻って本稿を閉じよう。原発事故調査委員会法に基づく委員会は、日本における政策決断の研究の仕組みとして新しく、「検証なき国家」を乗り越える可能性を示してもいるとされる。本稿の含意からすれば、もちろん理論的かつ実証的な研究の蓄積が一義的に重要である。自律的な研究の成果が提出された際に、読み手としての政策決定者がまずは黙って学ぶという姿勢をとれるか否か。それこそが、その可能性を占う試金石であるのだろう。

注

- 1) 「(風見鶏) 検証なき国家は変わるか」日本経済新聞、2011 年 10 月 30 日付朝刊。
- 2) 例えば、先行する研究組織のほか、原発事故調査委員会はどのような「新たな動き」を見せるだろうか。同委員会は、1979 年のスリーマイル島の原子力発電所事故に対して J. E. カーター政権が設置した「ケメニー委員会」などがモデルとなっているため、その報告書の内容や作成の過程を検討することがまずもって考えられる。約 70 頁の事故後の経過の記述が提供されている点などは本稿Ⅲ-V 節などとの関係でも興味深い。報告書では、概ね施設の設計における考え方、機械に関する専門技術的な問題、そして作業員のヒューマンエラーの連鎖ほか多数の課題が指摘され、改善案の提示も含めて重要な知見が導かれている。http://www.threemileisland.org/downloads/188.pdf (最終確認日 2011 年 11 月 11 日)
- 3) R. E. ニュースタット・E. R. メイ (白井久和・滝田賢治・斎藤元秀・阿部松盛訳) 『ハーバード流歴史活用法』三嶺書房、1996 (Richard E. Neustadt, Ernest R. May, *Thinking in Time: the Uses of History for Decision-Makers*, The Free Press, 1986.)、補遺を参照。また、本書のアメリカ合衆国における他の事例研究との関係については、例えば次を参照。Robert K. Yin, *The Case Study Anthology*, Sage Publications Inc., 2004.
- 4) アクターの役職や省庁名などの記載は当時のものであり、現在は省庁再編などによって存在しないものも含まれている。
- 5) その他、西村秀一「1976 年の米国の豚インフルエンザ騒動について (その 1-)」『インフルエンザ』10 巻 2 号、2009- (本稿執筆時点において連載中) も参照。本書の解説とあわせて読むと、医学者としての記者の関心からの政治や行政に対する見方も理解することができるだろう。
- 6) 本書への反論や著者と異なる資料を用いてこの事件を扱った研究についてのレビュー論文としては、次を参照。William P. Brandon, (Retrospective Review Essay) In the Age of Bioterrorism, an Affair to Remember: The Silver Anniversary of the Swine Flu Epidemic That Never Was, *Politics and the Life Sciences* 20-1, 2001.

- 7) 例えば、以下を参照。Martin A. Strosberg, (Book Review) *The Swine Flu Affair: Decision-Making on a Slippery Disease* by Richard E. Neustadt and Harvey E. Fineberg., *Journal of Health Politics, Policy and Law* 4-1, 1979. Robert D. Behn, (Book Review) *The Swine Flu Affair: Decision-Making on a Slippery Disease* by Richard E. Neustadt and Harvey E. Fineberg. Washington, D.C., U.S. Government Printing Office, 1979., *Political Science Quarterly* 94-4, 1980. M G Jacoby, (Book Review) *The Swine Flu Affair: Decision-Making on a Slippery Disease*, *British Medical Journal* 331-7527, 2005.
- 8) Harvey V. Fineberg, (Supplement Article) *Preparing for Avian Influenza: Lessons from the "Swine Flu Affair"*, *The Journal of Infectious Diseases* 197, 2008, pp. 14-16.
- 9) Brandon, *op. cit.*, p. 86.
- 10) 西村秀一「パンデミック対策における不確定要素と政策決定」『公衆衛生』74 卷 8 号、2010。
- 11) Brandon, *op. cit.*, p. 87.
- 12) *Ibid.*, p. 86.
- 13) ニュースタット・メイ、前掲書。時間の流れや社会の文脈のなかで政策決定を考えることの大切さの指摘が本書の趣旨と理解し、本文中ではタイトルの訳を変更している。
- 14) E. R. メイ（進藤榮一訳）『歴史の教訓——アメリカ外交はどう作られたか』岩波現代文庫、2004 (Ernest R. May, "*Lessons*" of the Past: the Use and Misuse of History in American Foreign Policy, Oxford University Press, 1973.)、335 - 336 頁。
- 15) Margaret Jane Wyszomirski, (Book Review) *Thinking in Time: The Uses of History for Decision Makers*. By Richard E. Neustadt and Ernest R. May. New York: Freedom Press, 1986, *Journal of Politics* 49-2, 1987, p. 607. ちなみに、引用されているジョージの論文は、次のものである。Alexander George, *Case Studies and Theory Development: The Method of Structured Focused Comparison*, in Lauren Paul ed., *Diplomacy: New Approaches in History, Theory, and Policy*, The Free Press, 1979.
- 16) G. T. アリソン（宮里政玄訳）『決定の本質——キューバ・ミサイル危機の分析』中央公論社、1977 (Graham T. Allison, *Essence of Decision, Explaining Cuban Missile Crisis*, Little, Brown and Company, 1971.)。言うまでもなく、事例研究における古典的名著であるが、とりわけ第三モデル「政府内（官僚）政治モデル」は、ニュースタットの大統領の議員に対する説得力に関する研究（Richard E. Neustadt, *Presidential Power: the Politics of Leadership*, Wiley, 1960.）の影響を受けている（『決定の本質』、vii頁。）。同じ研究会（「メイ・グループ」）に所属して研究が進められていただけに（同、338 頁。）、逆にアリソンの研究が、本書における政策提言的な部分や「歴史の活用」という観点との関係においてどの程度ニュースタットに影響を与えているのか、いないのかを検討することは、事例研究の持つ可能性を考える上でも興味深い課題だと思われる。
- 17) Richard W. Leopold, (Book Review) *A Primer for Statesmen——Thinking in Time: The Uses of History for Decision-Makers* by Richard E. Neustadt and Ernest R. May, *Reviews in American History* 15-4, 1987, pp. 530-531. なお、レーガン政権の研究は、次の文献で追加されている。Richard E. Neustadt, *Presidential Power and the Modern Presidents: the Politics of Leadership from Roosevelt to Reagan*, The Free Press, 1990.
- 18) Wyszomirski, *op. cit.*, pp. 605-606.
- 19) W. Andrew Achenbaum, (Review Article) *Public History's Past, Present, and Prospects*, *American Historical Review* 92-5, 1987. p.1172.
- 20) 社会に対する、あるいは社会における政策分析者の役割を論じるものとしては、例えば、次を参照。秋吉貴雄「政策過程と政策知識—『知識の政治』の分析枠組の構築に向けて」『熊本大学社会文化研究』6 号、

2008. 松田憲忠「(研究ノート) 政策過程における政策分析者——知識活用とガバナンス」『年報行政研究』41号、2006. Davis B. Bobrow, (Symposium: Policy Analysis for the Good Society) Knights, Dragons, and the Holy Grail, *The Good Society* 11, 2002. また、ボブロウの政策分析に対する基本的な考え方については、次を参照。D. B. ボブロウ・J. S. ドライツェク (重森臣広訳) 『デザイン思考の政策分析』昭和堂、2000 (Davis B. Bobrow and John S. Dryzek, *Policy Analysis by Design*, University of Pittsburgh Press, 1987.)。
- 21) 進藤榮一「(書評論文) 冷戦と政策科学に関する一断章——Ernest R. May, "Lessons" of the Past の周辺」『筑波法政』2号、1979. 本文中においてニュースタットとメイを並列に記しているが、本節では前者を中心に論じるため、メイの前掲書を詳細に検討している進藤の見解については、ここで触れておきたい。進藤の指摘の重要性は、端的に言えば、歴史や経験の活用ということによる政策科学への安易な接近への警句を含んでいることにある。以下で述べていくように、本稿の議論と共通する部分が多いと言える。
- 22) 筆者は、近年の政治学における理論的な研究の動向が「コンテキスト志向性」の概念に明晰さを与える可能性を模索することを通じて、政策科学の内容の豊富化を試みたことがある。森道哉「政策科学と制度の理論」村山皓・木村高宏編『政策科学のフィールド』見洋書房、2006. なお、政策科学を構成する諸学の系譜についての幸便な整理を提供するものとしては、次を参照。秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』有斐閣、2010、2章。
- 23) Charles O. Jones, Richard E. Neustadt: Public Servant as Scholar, *Annual Review of Political Science* 6-1, 2003. この論文は、ニュースタットの研究スタイルが確立されていく様子を、本人へのインタビューや関係者へのオーラル・ヒストリーをふんだんに用いて進めているほか、ニュースタットの研究への批判者たちへの反批判をジョーンズが彼の研究の意図の確認という観点から行っている。管見の限り、この種の論文のなかでは最も包括的で説得的である。また、時系列に沿ってよりプライベートな情報などからニュースタットの研究を紹介しているものとしては、次を参照。Martha Joynt Kumar, (IN MEMORIAM) Richard Elliott Neustadt, 1919-2003: A Tribute, *Presidential Studies Quarterly* 34-1, 2004. George C. Edwards III, (IN MEMORIAM) Richard E. Neustadt, *PS: Political Science & Politics* January 2004.
- 24) Graham T. Allison, Emergence of Schools of Public Policy: Reflections by a Founding Dean, in Michael Moran, Martin Rein and Robert E. Goodin eds., *The Oxford Handbook of Public Policy*, Oxford University Press, 2006, p.63.
- 25) Arthur Cyr and Peter deLeon, Comparative Policy Analysis, *Policy Sciences* 6, 1975.
- 26) James Farr, Jacob S. Hacker and Nicole Kazee, The Policy Scientist of Democracy: The Discipline of Harold D. Lasswell, *American Political Science Review* 100-4, 2006.
- 27) Ronald D. Brunner, The Policy Scientist of Democracy Revisited, *Policy Sciences* 41, 2008.
- 28) James Farr, Jacob S. Hacker, and Nicole Kazee, Revisiting Lasswell, *Policy Sciences* 41, 2008.
- 29) 村松岐夫「政治学の窓から7——若い学徒へのアドバイス (政治学の社会的な貢献)」『書齋の窓』有斐閣、2003、15頁。
- 30) 大嶽秀夫『政策過程』東京大学出版会、1990、209-210頁。
- 31) Jacob S. Hacker, (symposium) "You Might Be a Public Intellectual If ...": A Checklist for Political Scientists, a Challenge for Political Science, *PS: Political Science & Politics* October 2010. ハッカーのいう「公的知識人」とその周辺事情については、次の議論が理解の助けになるだろう。久保文明「米国政治における政策知識人—そのあり方をめぐって」筒井清忠編『政治的リーダーと文化』千倉書房、2011。
- 32) Jacob S. Hacker and Paul Pierson, *Winner-Take-All Politics: How Washington Made the Rich Richer and Turned Its Back on the Middle Class*, Simon & Schuster, 2010.
- 33) Jacob S. Hacker and Paul Pierson, *Winner-Take-All Politics: Public Policy, Political Organization, and the*

Precipitous Rise of Top Incomes in the United States, *Politics & Society* 38-2, 2010.

- 34) 例えば、次の議論を参照。Jacob S. Hacker, *The Road to Nowhere: The Genesis of President's Clinton's Plan for Health Security*, Princeton University Press, 1996. Paul Pierson, *Dismantling the Welfare State?: Reagan, Thatcher, and the Politics of Retrenchment*, Cambridge University Press, 1994. Paul Pierson, *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press, 2004（粕谷祐子監訳『ポリティクス・イン・タイム——歴史・制度・社会分析』勁草書房、2010。）。Jacob S. Hacker and Paul Pierson, *Off Center: The Republican Revolution and the Erosion of American Democracy*, Yale University Press, 2005.
- 35) 以下の書評論文は、注 34 などの彼らの主要な業績の概要のほか、議論動向を理解するのに有用だろう。Jennifer Hochschild, Winner-Take-All Politics: A Review Essay, *Political Science Quarterly* 126, 2011. また、アメリカ政治学会が、現実的な問題としての所得格差問題について組織（task force）的な研究を進めたことの概要については、例えば、次を参照。Lawrence R. Jacobs and Theda Skocpol, Restoring the Tradition of Rigor and Relevance to Political Science, *PS: Political Science & Politics* January 2006.
- 36) Jacob S. Hacker, The Road to Somewhere: Why Health Reform Happened, *Perspectives on Politics* 8-3, 2010.
- 37) 本稿同様に現実的な諸問題への研究者のかかわり方を問うものとして、近著では、例えば、次の議論が示唆的である。金井利之「(巻頭言) 東日本大震災・福島第一原子力発電大事故と行政研究」『季刊行政管理研究』134号、2011。金井利之「『大阪都構想』とは何なのか——『府市合わせ首長選挙』の背景と本質」『世界』2011年12月号、2011。また、いみじくも2011年度日本政治学会共通論題「政権交代の政治学」（於岡山大学、2011年10月8日）においては、パネリスト間でそうしたかかわり方に関する意見交換も行われた。

[付記] 本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「民主党政権の統治構造と政党組織の変容」（課題番号 23330040）、基盤研究（C）「民主党議員の研究——集票システムと政策形成行動」（課題番号 20530106）、若手研究（B）「戦後日本の環境政治の比較事例分析」（課題番号 19730109）による研究成果の一部である。